

MOX燃料加工施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画以外）比較表

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
1.	第2章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制
2.	第1節 組織 (保安に関する組織) 第16条	(保安に関する組織) 第4条	(保安に関する組織) 第5条	(保安に関する組織) 第6条
3.	再処理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。	発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。	発電所の保安に関する組織は、図5-1のとおりとする。	加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、図6に示すとおりとする。
4.	(職務) 第17条	(保安に関する職務) 第5条	(保安に関する職務) 第6条	(職務) 第7条
5.	各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。 (8) 再処理計画部長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第29条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。 (9) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、核燃料取扱主任者の指揮の下で第19条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。 (10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。 (11) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (12) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指揮し、核物質管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (13) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (14) 新基準設計部長は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。 (15) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長を指揮し、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長の所管する再処理施設に係る保安を統括する。 (16) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。 (17) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。	保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。 (3) 内部監査室は、品質保証活動の監査を行う。 (4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長、青森事業本部長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。 (5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う（自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。 (6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。 (7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う（自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。 (8) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。 (9) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。 (10) 青森事業本部長は、原子力・立地本部長を補佐し、所長が行う建設に関する業務を統括するとともに、東通原子力発電所建設プロジェクトのエンジニアリング業務を統括管理する。 (11) 東通建設プロジェクト統括室は、東通原子力発電所建設における工事の計画及び設計管理に関する業務を行う。 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、青森事業本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 (2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。 (3) 防災安全・品質グループは、品質保証体系の総括、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。 (4) 総務グループは、要員の計画に関する業務を行う。 (5) 経理資材グループは、調達に関する業務を行う。 (6) 検査グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。 (7) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。 (8) タービン・ラドウェストグループは、原子炉施設のうちタービン設備及び廃棄物処理設備に係る施設管理に関する業務を行う。 (9) 電気・計装グループは、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に	保安に関する職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築及び実施を統括する。また、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動並びにコンプライアンス活動が行われることを確実にする。 (2) 原子力事業本部長は、品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動並びにコンプライアンス活動を統括する（業務監査部を除く。）。 (3) 業務監査部長は、品質保証活動（内部監査に限る。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、監査業務を統括する。また、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動並びにコンプライアンス活動を統括する（業務監査部に限る。）。 (4) 原子力技術部長は、原子力技術部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。 (5) 資材調達部長は、供給者の選定に関する業務（燃料調達に関する業務を除く。）を統括する。 (6) 所長は、発電所が実施する保安に関する業務を統括する。 (7) 品質保証グループリーダーは、発電所が実施する品質保証活動の総括に関する業務を行う。また、検査に関する業務を行う。 (8) 総務グループリーダーは、供給者の選定に関する業務を行う。 (9) 技術グループリーダーは、発電所が実施する保安活動の総括に関する業務を行う。 (10) 放射線管理グループリーダーは、原子炉施設のうち放射線管理設備の設計及び工事に関する業務を行う。 (11) 機械グループリーダーは、原子炉施設のうち機械設備の設計及び工事に関する業務を行う。 (12) 電気グループリーダーは、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備の設計及び工事に関する業務を行う。 (13) 情報通信グループリーダーは、原子炉施設のうち通信連絡設備の設計及び工事に関する業務を行う。 (14) 発電準備グループリーダーは、原子炉施設の試運転及び運用管理に関する業務を行う。 (15) 土木グループリーダーは、原子炉施設のうち土木設備の設計及び工事に関する業務を行う。 (16) 建築グループリーダーは、原子炉施設のうち建築設備の設計及び工事に関する業務を行う。 (17) 各グループリーダー及び本店の各部門の長は、所管業務に基づき保安教育及び記録を行う。 (18) 各グループリーダー及び本店の各部門の長は、本条に定める業務に当たって、所属するメンバーを指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各メンバーはその指示・指導に従い業務を遂行する。 (19) その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。	各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する職務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 燃料製造計画部長は、燃料製造計画部員が実施する施設管理計画の策定に関する業務を統括する。 (8) 品質保証部長は、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長を指揮し、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。 (9) 燃料製造建設所長は、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、パレット機械課長、集集体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長を指揮し、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、パレット機械課長、集集体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。また、燃料製造建設所長は、表7-1に示す施設が、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するための個別の安全機能に係る基本的な設計（以下「基本設計」という。）の方針策定を実施する燃料製造建設所の担当課を設定する。 (10) 品質保証課長は、燃料製造事業部の品質保証に係る業務（ただし、安全管理課が所管する建設工事安全に係る品質保証業務を除く。）を行う。 (11) 事業者検査課長は、表7-1に示す施設の使用前事業者検査に係る施設管理業務を行う。 (12) 安全管理課長は、建設工事安全に係る品質保証業務及び重大事故訓練に用いる設備の保管管理業務を行う。 (13) 教育課長は、燃料製造事業部の保安教育の計画及び実施に係る業務を行う。 (14) 建設管理課長は、表7-1に示す施設の作業管理の計画及び実施並びに検査及び試験管理の計画に係る施設管理業務を行う。 (15) 保安管理課長は、保安活動に係る統括業務を行う。また、加工施設の事業変更許可申請に係る業務を管理する。さらに、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務を行う。 (16) 許認可業務課長は、表7-1に示す加工施設の設計及び工事の計画の認可の申請に係る各課が実施する業務への支援業務を行う。 (17) パレット機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>(18) 土木建築保全部長は、建築保全課長及び土木保全課長を指揮し、建築保全課長及び土木保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(19) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(21) 機械保全部長は、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 分析部長は、分析管理課長及び分析課長を指揮し、分析管理課長及び分析課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 前処理施設部長は、前処理課長及び燃料管理課長を指揮し、前処理課長及び燃料管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 化学処理施設部長は、分離課長、精製課長及び脱硝課長を指揮し、分離課長、精製課長及び脱硝課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) ガラス固化施設部長は、ガラス固化課長を指揮し、ガラス固化課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 共用施設部長は、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(29) 統括当直長は、再処理施設の使用済燃料による総合試験のための操作及びその他の操作に関する業務を行う。 ただし、燃料管理課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。</p> <p>(30) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 品質管理課長は、製品の品質管理に関する業務を行う。ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p>(32) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(33) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断に関する業務を行う。 ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(37) 核物質管理課長は、再処理施設において核物質管理に関する業務を行う。ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p>(38) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合 （以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う</p>	<p>係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 土木設備グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 港湾・土木調査グループは、原子炉施設のうち港湾設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 発電所各グループは、第 3 条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（青森事業本部長、原子力人材育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第 4 条の定めのとおり、当該部が所管するグループ等の業務を統括管理する。</p> <p>(2) 各グループマネージャー（以下「各GM」といい、グループマネージャー相当の職位を含む。）は、グループ員（所長付要員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(3) グループ員（所長付要員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>		<p>（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(18) 集合体機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務 （※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(19) 電気設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(20) 計装設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）及び IAEA が設置する保障措置施設の設置工事の作業管理に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(21) 土木課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(22) 建築課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る施設管理業務（※）を行う。（ただし、事業者検査課が所管するものを除く。）</p> <p>(23) 第 26 条第 2 項に基づき選任された使用前事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。 （※）：施設管理業務のうち設計業務は、基本設計の方針に基づき実施するものである。</p> <p>3 各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。</p>

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(40) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</p> <p>(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全技術課長は、点検、工事等に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装技術課長は、計装設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装設計課長は、計装設備の改造（以下、使用済燃料等の取扱いを開始した施設における第5条 7.3 の設計開発を伴う設備の変更を「改造」という。）に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気技術課長は、電気設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(46) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。</p> <p>(47) 機械技術課長は、機械設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(49) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務を除く。</p> <p>(50) 保安管理課長は、第 124 条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(51) 輸送技術課長は、使用済燃料を収納した輸送容器の搬入時の確認に関する業務を行う。</p> <p>(52) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(53) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(54) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(55) 設計部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(56) プロジェクト部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事に関する技術的事項並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(58) 耐震技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(59) 土木課長は、洞道の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(60) 建築課長は、建物の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(61) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。</p> <p>また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務（統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。）を行う。</p> <p>(62) 第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p>			
6.		(原子力発電保安委員会) 第 6 条	(原子炉施設保安委員会) 第 7 条	(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 8 条
7.	<p>第 5 節 会議体（注 404 転記）</p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基</p>	<p>1. 本所に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委</p>	<p>本店に原子炉施設保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に</p>	<p>品質・保安会議は、各号について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p>

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）</p> <p>(4) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(5) 第 124 条に基づく定期的な評価の結果</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>員会にて審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 保安規定の変更</p> <p>(3) 保安教育に関する事項</p> <p>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>3. 原子力・立地本部長を委員長とする。</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店の保安活動に係る規程類の制定及び改定</p> <p>(4) 保安教育実施計画の策定（第 15 条）に関する事項</p> <p>(5) その他保安委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力技術部長を委員長とする。</p> <p>4 保安委員会は、委員長、所長、本店並びに発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に加え、本店の各部門の長以上の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>(3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>4 議長は、審議結果を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>
8.		(原子力発電保安運営委員会) 第 7 条	(原子炉施設保安運営委員会) 第 8 条	(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等) 第 9 条
9.	<p>(注 405 転記)</p> <p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>④ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑤ 保安教育の実施計画</p> <p>⑥ 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(5) 第 5 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 及び表 2 に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</p> <p>(6) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第 124 条第 1 項に基づく定期的な評価の結果</p> <p>(8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p>	<p>1. 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項</p> <p>(2) 施設管理に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の改造に関する事項</p> <p>(4) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下「保安運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 保安運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、保安委員会で審議した事項又はあらかじめ保安運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 発電所の保安活動に係る規程類の制定及び改定</p> <p>(2) 保安教育実施計画の策定（第 15 条）に関する事項</p> <p>(3) その他保安運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 保安運営委員会は、委員長、原子力技術部長、本店並びに発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者、グループリーダー以上の職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更及び認可申請に関する事項</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）</p> <p>(5) 表 5-1 及び表 5-2 に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>a.保安教育実施計画</p> <p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。</p> <p>(4) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。</p>			
10.				(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等) 第 10 条
11.	<p>(注 406 転記)</p> <p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>			<p>社長は、次に掲げる事項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>
12.	<p>第 4 節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第 18 条</p> <p>再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が 3 年以上の者から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第 17 条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第 8 条</p>		(核燃料取扱主任者の選任)
13.	<p>(核燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第 19 条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に履行する。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第 76 条に定める作業実施計画（第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事に係るものを除く。）について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(6) 第 125 条に示す記録を確認すること。</p> <p>(7) 第 26 条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) 第 28 条に基づく試験手順書並びに第 30 条の 2 に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(9) 第 40 条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第 49 条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第 63 条第 4 項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(10) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安の</p>			

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
14.	<p>ために行う指示に従う。</p> <p>第5節 会議体</p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。）</p> <p>(4) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(5) 第124条に基づく定期的な評価の結果</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>			
15.	<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第21条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>④ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑤ 保安教育の実施計画</p> <p>⑥ 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</p> <p>(6) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第124条第1項に基づく定期的な評価の結果</p> <p>(8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p>			

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。</p>			
16.	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>			
17.		(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任) 第 8 条の 2	(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任) 第 9 条	
18.		<p>1. 原子力・立地本部長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別管理職とし、それぞれ業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>3. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>4. 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第 1 項及び第 2 項に基づき、改めて電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	<p>原子力事業本部長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者をあらかじめ指名する。</p> <p>2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職位は、技術系役付社員以上とする。</p> <p>3 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、技術系役付社員以上とする。</p> <p>4 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第 1 項及び第 2 項に基づき、あらかじめ電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	
19.		(原子炉主任技術者の職務等) 第 9 条		
20.		(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第 9 条の 2	(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第 10 条	
21.		<p>1. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※(原子炉施設に限る。)の工事、維持及び運用に関する保安(以下「電気工作物の保安」という。)の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。</p> <p>(3) 使用前事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(4) 法令に基づき行われる立入検査に立会う。</p> <p>(5) あらかじめ定められた点検すべき記録について、確認を行う。</p> <p>(6) 運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が少なくともそれぞれ 1 名が必ず出席する。</p> <p>(7) その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者とその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※1の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「主任技術者の職務等に関する基準(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者)」に従い、次の各号に定める職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持及び運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持及び運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関する保安の記録について、あらかじめ定めた確認を行う。</p> <p>(4) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者とその保安のためにする指示に従う。</p> <p>3 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
		※：原子力発電工作物とは、電気事業法第 38 条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第 106 条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。	※ 1：原子力発電工作物とは、電気事業法第 38 条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第 106 条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう（以下、本条において同じ。）。	
22.		(主任技術者の情報交換) 第 9 条の 3		
23.		電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。		
24.		第 4 章 運転管理		第 4 章 運転管理
25.		第 1 節 通則 (構成及び定義) 第 11 条 (原子炉の運転期間) 第 11 条の 2 (原子炉の運転員の確保) 第 12 条 (運転管理業務) 第 12 条の 2 (巡視点検) 第 13 条 (マニュアルの作成) 第 14 条 (引継) 第 15 条 (原子炉起動前の確認事項) 第 16 条 (火災発生時の体制の整備) 第 17 条 (内部溢水発生時の体制の整備) 第 17 条の 2 (火山影響等発生時の体制の整備) 第 17 条の 3 (その他自然災害発生時等の体制の整備) 第 17 条の 4 (有毒ガス発生時の体制の整備) 第 17 条の 5 (資機材等の整備) 第 17 条の 6 (重大事故等発生時の体制の整備) 第 17 条の 7 (大規模損壊発生時の体制の整備) 第 17 条の 8 (電源機能等喪失時の体制の整備) 第 17 条の 9 第 2 節 運転上の留意事項 (水質管理) 第 18 条 (原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理) 第 18 条の 2 第 3 節 運転上の制限 (停止余裕) 第 19 条 (反応度監視) 第 20 条 (制御棒の動作確認) 第 21 条 (制御棒のスクラム機能) 第 22 条 (制御棒の操作) 第 23 条 (ほう酸水注入系) 第 24 条 (原子炉熱的制限値) 第 25 条 (原子炉熱出力及び炉心流量) 第 26 条 (計測及び制御設備) 第 27 条 (原子炉再循環ポンプ) 第 28 条 (主蒸気逃がし安全弁) 第 30 条 (格納容器内の原子炉冷却材漏えい率) 第 31 条 (非常用炉心冷却系等の系統圧力監視) 第 32 条 (原子炉冷却材中のよう素 131 濃度) 第 33 条 (原子炉停止時冷却系その 1) 第 34 条 (原子炉停止時冷却系その 2) 第 35 条 (原子炉停止時冷却系その 3) 第 36 条 (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率) 第 37 条 (原子炉圧力) 第 38 条 (非常用炉心冷却系その 1) 第 39 条 (非常用炉心冷却系その 2) 第 40 条 (主蒸気隔離弁) 第 42 条 (格納容器及び格納容器隔離弁) 第 43 条 (サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁) 第 44 条 (サブプレッションプールの平均水温) 第 45 条 (サブプレッションプールの水位) 第 46 条 (可燃性ガス濃度制御系) 第 47 条		(操作員の確保) (巡視点検) (マニュアルの作成) (引継及び通知) (設備運転開始前の確認事項) (試験操作) (火災発生時の体制の整備) (内部溢水発生時の体制の整備) (その他の自然災害発生時の体制の整備) (資機材等の整備) (重大事故等発生時の体制の整備) (大規模損壊発生時の体制の整備) (運転上の制限) (異常発生時の基本的な対応) (異常時の措置) (異常収束後の措置)

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
		(格納容器内の酸素濃度) 第 48 条 (原子炉建屋) 第 49 条 (原子炉建屋給排気隔離弁) 第 50 条 (非常用ガス処理系) 第 51 条 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) 第 52 条 (非常用ディーゼル発電設備冷却系) 第 53 条 (使用済燃料プールの水位及び水温) 第 55 条 (燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位) 第 56 条 (中央制御室非常用換気空調系) 第 57 条 (外部電源) 第 58 条 (非常用ディーゼル発電機その 1) 第 59 条 (非常用ディーゼル発電機その 2) 第 60 条 (非常用ディーゼル発電機燃料油等) 第 61 条 (直流電源その 1) 第 62 条 (直流電源その 2) 第 63 条 (所内電源系統その 1) 第 64 条 (所内電源系統その 2) 第 65 条 (重大事故等対処設備) 第 66 条 (原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き) 第 67 条 (単一制御棒駆動機構の取り外し) 第 68 条 (複数の制御棒引き抜きを伴う検査) 第 69 条 (原子炉の昇温を伴う検査) 第 70 条 (原子炉モードスイッチの切替を伴う検査) 第 71 条 (運転上の制限の確認) 第 72 条 (運転上の制限を満足しない場合) 第 73 条 (予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 第 74 条 (運転上の制限に関する記録) 第 75 条 第 4 節 異常時の措置 (異常発生時の基本的な対応) 第 76 条 (異常時の措置) 第 77 条 (異常収束後の措置) 第 78 条		
26.		第 5 章 燃料管理		第 5 章 核燃料物質の管理
27.		(新燃料の運搬) 第 79 条 (新燃料の貯蔵) 第 80 条 (燃料の検査) 第 81 条 (燃料取替実施計画) 第 82 条 (燃料移動手順) 第 83 条 (燃料移動) 第 84 条 (使用済燃料の貯蔵) 第 85 条 (使用済燃料の運搬) 第 86 条		(核燃料物質の運搬) (核燃料物質の貯蔵)
28.		第 6 章 放射性廃棄物管理		第 6 章 放射性廃棄物管理
29.		(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第 87 条 (頻度の定義) 第 87 条の 2 (放射性固体廃棄物の管理) 第 88 条 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第 88 条の 2 (事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第 88 条の 3 (放射性液体廃棄物の管理) 第 89 条 (放射性気体廃棄物の管理) 第 90 条 (放出管理用計測器の管理) 第 91 条		(放射性固体廃棄物の管理) (放射性液体廃棄物の管理) (放射性気体廃棄物の管理) (放出管理用測定器の管理) (頻度の定義)
30.		第 7 章 放射線管理		第 7 章 放射線管理
31.		(放射線管理に係る基本方針) 第 92 条 (頻度の定義) 第 92 条の 2 (管理区域の設定及び解除) 第 93 条 (管理区域内における区域区分) 第 94 条 (管理区域内における特別措置) 第 95 条 (管理区域への出入管理) 第 96 条 (管理区域出入者の遵守事項) 第 97 条 (保全区域) 第 98 条		(管理区域の設定及び解除) (管理区域内における区域区分) (管理区域内における特別措置) (管理区域への出入管理) (飲食及び喫煙の禁止) (保全区域) (周辺監視区域) (線量の評価)

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
		(周辺監視区域) 第 99 条 (放射線業務従事者の線量管理等) 第 100 条 (床、壁等の除染) 第 101 条 (平常時の環境放射線モニタリング) 第 102 条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第 102 条の 2 (放射線計測器類の管理) 第 103 条 (管理区域外等への搬出及び運搬) 第 104 条 (発電所外への運搬) 第 105 条 (協力企業への放射線防護) 第 106 条		(床、壁等の除染) (外部放射線に係る線量当量率等の測定) (放射線測定機器の管理) (管理区域外からの搬入及び運搬) (管理区域外等への搬出及び運搬) (MOX 燃料加工施設外からの運搬) (MOX 燃料加工施設外への運搬) (協力企業への放射線防護)
32.	第 5 章 施設管理	第 8 章 施設管理	第 4 章 施設管理	第 8 章 施設管理
33.	(施設管理計画) 第 74 条	(施設管理計画) 第 107 条	(施設管理計画) 第 11 条	
34.	再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 79 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。 (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 2 保全プログラムの策定 各職位は、1 の施設管理目標を達成するため 3 から 10 の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 【施設管理計画】 1. 用語の定義 保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。 工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。 作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。 2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.2 参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.2 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の施設管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.2 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 【施設管理計画】 1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2 参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 2. 保全プログラムの策定 組織は、1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	(施設管理に係る計画、実施、評価及び改善) 第 11 条 表 7-1 に示す加工施設について、加工の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。 (施設管理方針及び施設管理目標) 第 12 条 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。 (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。 (施設管理に係る個別業務計画の策定) 第 13 条 事業部長は、各職位に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。 (1) 施設管理対象範囲の選定 (2) 施設管理の重要度の設定 (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (4) 施設管理に関する計画の策定 (5) 施設管理の実施 (6) 施設管理の結果の確認・評価 (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (8) 施設管理の有効性評価 (9) 構成管理 (10) 設計管理 (11) 作業管理 (12) 使用前事業者検査の実施 2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	M O X 燃料加工施設
	<p>3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p> <p>4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）を設定する。 (1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「事業指定基準規則」という。）に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。 (2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。 (3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。 4.2 設計及び工事の重要度の設定 (1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。 (2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (3) 保全技術課長は、再処理施設又は系統の供用開始（供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。）までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備 (4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (5) その他自ら定める設備</p> <p>5. 施設管理の重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。 (2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。 (2) 組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>3. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備 (4) 自主対策設備※ 1 (5) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備</p> <p>※ 1：本条において、自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定 組織は、3. の保全対象範囲について、設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。 (2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。 (2) 組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>(施設管理対象範囲の選定) 第 14 条 事業部長は、加工施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。 (1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表 7 - 1） (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表 7 - 1）</p> <p>(施設管理の重要度の設定) 第 15 条 表 7 - 1 に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長（以下「施設所管課長」という。）は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p> <p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第 16 条 燃料製造建設所長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。 2 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。 3 燃料製造建設所長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。 4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p>

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から 6.3 の計画に基づき次の a. ～ h. を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間 b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 前 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全 b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度 iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 設計及び工事の計画（7.1 参照）</p> <p>b) 特別な保全計画（7.2 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>7.1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構築物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1 の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※2 並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 8（変更の許可及び届出等）、第 43 条の 3 の 9（設計及び工事の計画の認可）、第 43 条の 3 の 10（設計及び工事の計画の届出）及び第 43 条の 3 の 11 第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第 47 条・第 48 条（工事計画）及び第 49 条・第 50 条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第 107 条の 4 による使用前事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>7.2 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合など工事期間において一部の設備を長期に使用する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p>	<p>6. 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の施設管理実施計画を策定する。なお、施設管理実施計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 設計及び工事の計画（6. 1 参照）</p> <p>b. 特別な施設管理実施計画（6. 2 参照）</p> <p>(2) 組織は、施設管理実施計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ施設管理実施計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>6. 1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※2 の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査※3 並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下、本条において「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※2：本条において、法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第 4 3 条の 3 の 8（変更の許可及び届出等）、第 4 3 条の 3 の 9（設計及び工事の計画の認可）、第 4 3 条の 3 の 10（設計及び工事の計画の届出）及び第 4 3 条の 3 の 11 第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第 4 7 条・第 4 8 条（工事計画）及び第 4 9 条・第 50 条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>※3：本条において、事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第 1 4 条による使用前事業者検査をいう。</p> <p>6. 2 特別な施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な施設管理実施計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>(施設管理に関する計画の策定)</p> <p>第 17 条 燃料製造建設所長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。</p> <p>(1) 設計及び工事の計画（本条第 2 項(1)及び(2)）</p> <p>(2) 点検の計画（本条第 2 項(3)）</p> <p>(3) 特別な施設管理の実施計画（本条第 2 項(4)）</p> <p>2 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>(1) 設計の計画</p> <p>a.施設所管課長は、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a.各職位は、工事の実施（現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中）に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。</p> <p>b.施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p> <p>(3) 使用前点検の計画</p> <p>a.施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後（使用前事業者検査要領書単位）から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(4) 特別な施設管理の実施計画</p> <p>a.施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。</p> <p>b.施設所管課長は、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法</p> <p>(b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(c) 点検の実施時期</p> <p>3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p>

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度 iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 78 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事をを行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※ 1 の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事をを行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事をを行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 77 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※ 1：法令に基づく手続きとは、法第 44 条の 4（変更の許可及び届出等）、第 45 条（設計及び工事の計画の認可）、及び第 46 条第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 77 条、第 78 条に従う。</p> <p>(3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第 107 条の 2 による設計管理及び第 107 条の 3 による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p>	<p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施に当たって、第 1 2 条による設計管理及び第 1 3 条による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p>	<p>(施設管理の実施)</p> <p>第 18 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p>

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※ 2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※ 2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※ 2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第 5 条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に 10 の保全の有効性評価の結果及び 1 の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2)各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>9. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第 3 条に基づき実施する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>e) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び 2. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを、所定の時期※ 4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮し得る状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※ 4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※ 4：本条において、所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. 及び b. の状態に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第 4 条に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>e. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10. の保全の有効性評価の結果及び 1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>(施設管理の結果の確認・評価)</p> <p>第 19 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期（所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時）までに、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>第 20 条 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第 21 条 燃料製造建設所長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、事業部長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果</p> <p>(2) 施設管理データの推移</p> <p>(3) トラブル等運転経験</p> <p>(4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>3 事業部長は、燃料製造建設所長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。</p>

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件（第5条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。） b. 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>13 情報共有 6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>	<p>13. 構成管理 組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第3条 7.2.1 に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（第3条 4.2.1 に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>14. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>1 2. 構成管理 組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第4条 7. 2. 1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第12条の設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（第4条 4. 2. 1 に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>1 3. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>(構成管理) 第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。 (1) 設計要件（第5条 7.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第5条 7.3 で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統、及び機器をいう。）</p> <p>(情報共有) 第23条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。</p>
35.	(設計管理) 第75条	(設計管理) 第107条の2	(設計管理) 第12条	(設計管理) 第24条
36.	各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 各職位は、第1項において第5条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3 に従って設計を実施する。 なお、本条に基づき実施する第5条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	1. 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条 7.3 に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3. 本条における設計には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条 7. 3 に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計に不可欠なその他の要求事項 3 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第14条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条 7.3 の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 施設所管課長は、前項において第5条 7.3 の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。 (1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。
37.	(作業管理) 第76条	(作業管理) 第107条の3	(作業管理) 第13条	(作業管理) 第25条
38.	各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射線管理 3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修 (2) 再処理施設の改造（設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る） 4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の	1. 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2. 組織は、原子炉施設の点検及び設置又は変更の工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (3) 作業工程の管理 (4) 供用開始までの作業対象設備の管理	組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (3) 作業工程の管理 (4) 供用開始までの作業対象設備の管理	施設所管課長は、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。 2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止 (2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取 (3) 作業工程の管理 (4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理 3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>ただし、第 56 条第 1 項第 1 号に掲げる設備以外の設備において別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第 26 条第 1 項の手順書に基づき実施する場合は除く。</p> <p>(1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第 3 項及び第 4 項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第 3 項及び第 4 項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第 4 項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>			
39.	(使用前事業者検査の実施) 第 77 条	(使用前事業者検査の実施) 第 107 条の 4	(使用前事業者検査の実施) 第 14 条	(使用前事業者検査の実施) 第 26 条
40.	<p>事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.2(3) の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1 を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。 ② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 16 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実</p>	<p>1. 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査 GM は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を検査実施 GM として指名する。</p> <p>3. 検査実施 GM は、自ら検査実施責任者となるか、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。 b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。 b) 機能及び性能を確認するために十分な方法 c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長は、組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した部門とは別の部門の要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を、検査要領書※1として定め、それを実施する。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (3) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査要領書には、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を含める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能及び性能を確認するために十分な方法 c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす要員を指名する。</p>	<p>品質保証部長は使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届出（以下本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業者検査課長は次に掲げる各号を実施する。</p> <p>(1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 (2) 検査の実施体制を構築する。 (3) 検査要領書を定める。（※1） (4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に基づき行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。 (※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法 (6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす</p>

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 74 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第 4 項及び第 5 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(1) 組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した部門とは別の部門の要員。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織とは別の組織の要員。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第 1</p> <p>7 条第 15 号、第 3 1 条、第 4 8 条第 1 項及び第 5 5 条第 7 号への適合を確認するために実施する主要な耐圧部の溶接部に係る検査のうち、電気事業法第 5 2 条（溶接事業者検査）に相当する検査項目ごとの適合性の評価業務を、機械グループに行わせることができ、このとき、機械グループに次の各号を実施させるとともに、その妥当性を確認する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを評価するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を、検査要領書として定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(4) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(5) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び第</p> <p>4 項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7 各グループリーダーは、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>ものを指名する。</p> <p>(1) 第 6 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織（課）とは別の組織（課）の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 事業者検査課長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査に係る記録を作成し維持する。</p> <p>(2) 検査に係る要員の力量を確認する。</p> <p>(3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p>
41.	(定期事業者検査の実施) 第 78 条	(定期事業者検査の実施) 第 107 条の 5		(定期事業者検査の実施)
42.	<p>事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1 を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ</p>			

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	<p>る。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 16 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 必修担当課長又は事業者検査課長は、第 4 項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 74 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p>			
43.	(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第 79 条	(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第 107 条の 6		(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)
44.	<p>保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第 1 項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第 1 項及び第 2 項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第 4 項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付 1 に示すものとする。</p>			
45.		第 9 章 緊急時の措置		第 9 章 緊急時の措置
46.	省略	<p>(原子力防災組織) 第 108 条</p> <p>(原子力防災組織の要員) 第 109 条</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第 109 条の 2</p> <p>(原子力防災資機材等) 第 110 条</p> <p>(通報経路) 第 111 条</p> <p>(緊急時演習) 第 112 条</p> <p>(通報) 第 113 条</p> <p>(原子力防災態勢の発令) 第 114 条</p> <p>(応急措置) 第 115 条</p> <p>(緊急時における活動) 第 116 条</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第 116 条の 2</p> <p>(原子力防災態勢の解除) 第 117 条</p>		<p>(原子力防災組織)</p> <p>(原子力防災組織の要員)</p> <p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>(通報経路)</p> <p>(緊急時演習)</p> <p>(通報)</p> <p>(緊急時体制の発令)</p> <p>(応急措置)</p> <p>(緊急時における活動)</p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>(緊急時体制の解除)</p>
47.	第 9 章 教育訓練	第 10 章 保安教育	第 5 章 保安教育	第 10 章 保安教育
48.	<p>(使用済燃料による総合試験における教育訓練)</p> <p>第 120 条 再処理工場に所属する管理担当課長、機械保全部、計装保全部、電気保全部及び放射線管理部の各課長並びに統括当直長は、別表 49 の 4 に定める事項について、教育訓練対象者、実施時期及び実施方法を記載した教育訓練計画を定め、所属部長の承認を得る。</p> <p>2 前項の課長等は、前項の計画に基づき教育訓練を実施し、その結果を所属部長に報告する。</p>			
49.	(社員等への保安教育) 第 121 条	(所員への保安教育) 第 118 条	(社員等への保安教育) 第 15 条	(社員等への保安教育) 第 27 条

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
50.	<p>技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表 50 及び別表 51 の実施方針並びに「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価（教育を省略する場合を含む。）を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p> <p>ただし、各職位が、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 技術本部長は、前項に定める必要な措置として第 1 項に基づく実施計画の変更を要すると判断した場合は、事業部長と協議する。</p>	<p>原子炉施設の管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表 118 の実施方針に基づいて作成し、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び所長の承認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1) の保安教育実施計画の策定にあたり、第 6 条第 2 項に基づき保安委員会の承認を得る。</p> <p>(3) 各 G M は、(1) の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。ただし、各 G M が、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>表 1 1 8 所員への保安教育実施方針【省略】</p>	<p>各グループリーダーは、「教育・訓練要領」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 技術グループリーダーは、毎年度、原子炉施設の設計及び工事を行う社員への保安教育の実施計画を表 1 5 - 1 の実施方針に基づいて作成し、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 技術グループリーダーは、(1) の保安教育の実施計画の策定に当たり、第 8 条第 2 項に基づき保安運営委員会の承認を得る。</p> <p>(3) 各グループリーダーは、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1) の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</p> <p>ただし、各グループリーダーが、「教育・訓練要領」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 技術グループリーダーは、年度ごとに(3)の実施結果を取りまとめ電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び所長に報告する。</p> <p>(5) 各グループリーダーは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>(6) 本店においては、「各グループリーダー」を「本店の各部門の長」、「技術グループリーダー」を「本店の保安教育を主管する部門の長」、「所長」を「原子力技術部長」、「第 8 条第 2 項に基づき」を「第 7 条第 2 項に基づき」、「保安運営委員会」を「保安委員会」と読み替えて実施する。</p>	<p>教育課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、表 27- 1 の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、燃料製造安全委員会における審議がされていることを確認する。</p> <p>3 教育課長は、第 1 項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。ただし、教育課長は、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、表 27- 1 に定める該当する保安教育を省略又は変更できる。</p> <p>4 教育課長は、保安教育の実施記録を作成し、保管する。</p> <p>5 品質保証部長は、保安教育の実施結果及びその評価を事業部長へ報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>
51.	(請負事業者等への保安教育) 第 122 条	(協力企業従業員への保安教育) 第 119 条		(請負事業者等への保安教育)
52.	<p>各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合（次項に定める場合を除く。）は、別表 52 の実施方針に基づき保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>2 運転部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に準じて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価（教育を省略する場合を含む。）を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 事業部長は、再処理安全委員会に諮問した後、前項の計画を承認する。</p> <p>4 運転部長及び各課長は、第 1 項及び第 2 項において、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p>			
53.	(非常時訓練) 第 123 条 事業部長は、非常の場合に対処するための訓練を年 1 回以上実施する。			
54.	<p>第 10 章 再処理施設の定期的な評価</p> <p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第 124 条 保安管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 再処理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措</p>			

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
	置を講じる。 6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。			
55.	第11章 記録及び報告	第11章 記録及び報告	第6章 記録	第11章 記録及び報告
56.	(記録) 第125条	(記録) 第120条	(記録) 第16条	(記録) 第28条
57.	各職位は、別表53に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。	1. 組織は、表120-1、表120-3及び表120-4に定める保安に関する記録を適正に作成(表120-1の1.の記録を除く。)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2. 各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。	組織は、表16-1、表16-2、表16-3及び表16-4に定める保安に関する記録を適正に作成(表16-1 1.(1)及び表16-2 1.(1)を除く。)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。	各職位は、表28-1に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。
58.	(報告) 第126条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、その旨を直ちに工場長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。 (1) 放射性液体廃棄物について、第86条別表39の放出管理目標値を超えて放出した場合 (2) 放射性気体廃棄物について、第88条別表42の放出管理目標値を超えて放出した場合 (3) 線量当量等に異常が認められた場合 (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある場合 (5) その他、再処理規則第19条の16に定める事故故障等の事象及びこれらに準じるものが発生した場合 2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。 3 第1項の報告を受けた工場長は、その旨を直ちに事業部長に報告する。 4 事業部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。	(報告) 第121条		(報告)
59.			第7章 運転を開始する前までに定めること	第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項
60.			(運転を開始する前までに定めること) 第17条	(加工施設の使用を開始する前までに定める事項) 第29条
61.			運転を開始する前までに表17-1に示す事項を定めて認可を受ける。また、本規定の条文についても、運転を開始する前までに必要な変更を行い認可を受ける。	加工施設の使用を開始する前までに、表29-1に示す事項を定めて認可を受ける。また、この規定の条文についても、加工施設の使用を開始する前までに、段階的に必要な変更を行い、認可を受ける。
62.	附則	附則	附則	附則
63.	この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。 2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第125条に基づき保存する。 3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第125条に基づき保存する。 4. 第34条別表14について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。 ただし、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な状態とする場合は、電源車を確保する。	(施行期日) 第1条	(施行期日) 第1条	1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から、社長が指定する日より施行する。
64.		この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	
65.		(営業運転を開始する前までの経過措置) 第2条	(営業運転を開始する前までの経過措置) 第2条	
66.		営業運転を開始する前まで、本規定について下表のとおり読み替える。	営業運転を開始する前まで、本規定について下表のとおり読み替える。	
67.		(核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置) 第3条	(核燃料物質を装荷する前までの経過措置) 第3条	
68.		核燃料物質を原子炉に装荷する前までは、第107条第6項を以下のとおり読み替える。 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で設置の工事における保全活動管理指標※1を設定する。	核燃料物質を装荷する前までは、第11条第5項を以下のとおり読み替える。 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で設置の工事における保全活動管理指標を設定する。 a. 設置の工事における保全活動管理指標	

No.	再処理施設	東通発電所	大間発電所	MOX燃料加工施設
		<p>(2) 組織は、保全活動管理指標の目標値※2を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 組織は、設置の工事着手までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※1：設置の工事における保全活動管理指標については、工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び機器の使用前事業者検査が、計画どおりに完了していることを指標として設定する。</p> <p>※2：設置の工事における保全活動管理指標の目標値については、計画した使用前事業者検査が全て完了し、合格していることとする。</p>	<p>工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び機器の使用前事業者検査が、計画のとおりに完了していることを指標として設定する。</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 設置の工事における保全活動管理指標の目標値 計画した使用前事業者検査が全て完了し、合格していること。</p> <p>(3) 組織は、設置の工事着手までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	
69.		(核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること) 第4条		
70.		本規定の条文について、核燃料物質を原子炉に装荷する前までに設置の工事の各段階において、附則表1に示す事項を定めて、必要な変更を行う。		